

[資料紹介]

『毛姓家譜』（譜久村家）について（一）

崎原 恭子

[Research note]

Brief Notes on A Genealogical Record of Mou Clan (1)

Kyoko SAKIHARA

沖縄県立博物館・美術館，博物館紀要 第16号別刷

2023 年 3 月15日

Reprinted from the

Bulletin of the Museum, Okinawa Prefectural Museum and Art Museum, No.16

March, 2023

【資料紹介】

『毛姓家譜』（譜久村家）について（一）

1) 崎原恭子

Brief Notes on A Genealogical Record of Mou Clan (1)

Kyoko SAKIHARA¹⁾

概要

『毛姓家譜』（譜久村家）は、令和三年度に譜久村あや子氏名義で当館へ寄贈された資料であり、『氏集 首里那覇』（注1）の九番一〇〇六に当たる（注2）。これまで、那覇市や沖縄県による家譜収集事業において実物が確認されていなかった家譜である。後述するが、一七五五年から一七五九年まで三司官を務めた浦添安臧（毛文和）を輩出した家であり、その経歴も詳細に記されている。

本家譜は、世系図に「首里之印」の朱方印が押された家格護の家譜である。元祖（立口）は、首里四大士族のひとつである毛姓・新城安基から数えて七世の池城安憲の三男に当たる八世・安常である。その後、本家譜の系図には十四世まで記録されている。本稿では、八世・安常、九世・安寄、九世（十世）・安臧の3名の経歴を掲載した。

元祖（立口）の安常（毛龍圖）は、尚質王世代の一六五九年に生まれ、尚敬王世代の一七〇九年に亡くなっている。職歴は、カタカシラを結う前に御書院若里之子となったことから始まっている。一六七四年に元服した後、翌年に黄冠に叙せられ、その後さらに位階を上げて首里王府の外交や内政に関わる職を歴任した人物である。元服後の主な職歴は次のとおりである。

① 一六七六年、当職に任ぜられるが、一六七八年に病のため辞める。

* 一六七七年、真和志間切真嘉比地頭職を拝授する。

② 一六八〇年、琉球国王であった尚質の十三回忌のため、御茶御殿当

となる。

* 同年、名を亀田と改める。

③ 一六八一年、当職に復職する。

④ 一六八二年、修作真嘉比川缸奉行となり、一カ月程度で成し遂げる。

* 翌年、座敷に叙せられる。

⑤ 一六八三年、山奉行職に任ぜられる。

* その前に同年、北谷間切野里地頭職を転授する。

* 一六八六年、申口座の位に陞る。

⑥ 一六八八年、薩摩藩主・島津綱貴が少将の位に陞ることを祝う使者の附役を務めた。

⑦ 一六九〇年、御系図中取となる。

⑧ 一六九二年、申口方吟味職に任ぜられる。

⑨ 一六九五年、寛陽院の一周忌を弔う使者となり、薩摩藩で公務を終えて翌年帰国する。

⑩ 一六九六年、御物奉行職に転任する。

⑪ 一六九八年、御鎖側職に転任する。同年、進貢の耳目官を務め、福州から北京に赴いて皇帝に朝見し、翌年帰国した。

⑫ 一七〇〇年、進貢使の帰国を報告するため薩摩藩に赴いた。

* 同年、紫冠に陞る。

⑬ 一七〇一年、高奉行職に任ぜられる。

⑭ 一七〇三年、女官糺並に内裏言葉寄主取に任ぜられる。

* 翌年、北谷間切濱川地頭職を転授する。

⑮ 一七〇七年、寺社奉行職に任ぜられる。

安常は外交面において、薩摩に派遣された使者や進貢使節の正使に当たる耳目官も務めた。一方、首里王府の内政面でも位階を上げ、旅役を務めて重役を担うようになった。首里王府の行政機関の中核である下御座の申口方や物奉行方の吟味役（次官）、御物奉行や御鎖之側（長官）を務め、親方クラスとなって高奉行職や女官糺並に内裏言葉

¹⁾ 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1. Omoromachi, Naha, Okinawa 900-0006, Japan

寄主取、寺社奉行職を務めた。

しかし、安常の長男である九代・安寄（毛仁傑）は、カタカシラを結う前から下庫理や書院の小赤頭を務めて若里之子の位階を受け、元服後も黄冠の位となり、下庫理当職を任ぜられたが、一七〇八年に数え二十九歳の若さで亡くなった。そのため、九代・安寄の長男であり八代・安常の孫に当たる十代・安臧が九代として安常の後を継いだ。その経緯は世系図や記録に示されている。世系図では、九世・安寄の子である十世・安臧の名が九世と十世の二カ所に記載されている。八世・安常よりも先に九世・安寄が逝去したことから、十世・安臧が八世・安常を継承するため、九世の欄に繰り上がった形となっている。その後、安臧の長男・安恒は十世、その子である安輝は十一世として整理された。

なお、世系図では唐系格の形式が採用され、各者の順序が「世」で記されているが、記録では「代」が一貫して用いられており和系格の名残がある。本家譜では、後の仕次で世系図が和系格から唐系格へ改訂された可能性が考えられる（注3）。

さて次に、八代・安常の跡目を継いだ九代・安臧（毛文和）の記事を紹介したい。安臧は、尚貞王世代の一六九七年に生まれ、尚穆王世代の一七五九年に亡くなっている。本家譜の中で最も豊富な記事が掲載されている。元服前から外交面で活躍し、内政面でも首里王府の重職である三司官まで務めた。また、親方クラスの最高位である紫地浮織冠の位も賜った人物である。まずは、左記のとおり主な職歴を列記する。

① 一七〇九年、御書院小赤頭となる。

* その前に同年、祖父安常の家統を継ぐ。また一七一年、若里之子となる。

② 一七一年、薩州に赴く尚敬の御小姓となるが、琉球国王・尚益が逝去し尚敬が即位することになったため中止。

③ 一七二二年、再び御書院御小姓となる。

④ 一七一三年、楽童子となり、翌年にかけて徳川家継と尚敬の即位に係る江戸立をした。

* 一七一五年、敬髻を結う。また一七一六年、黄冠に叙せられる。

⑤ 一七二〇年、御書院御物当となる。 * 同年、当座敷に叙せられる。

⑥ 一七二三年、病のため辞職するが、一七二四年に復職し、寺社中取となる。 * 同時に、座敷に叙される。

⑦ 一七二五年、毛氏先の聞得大君加那志の三年回忌により、御法事当と御茶御殿当となる。 * 寺社中取も兼務

⑧ 一七二八年、御書院当職に任ぜられる。

⑨ 一七三三年、御物奉行吟味職に任ぜられる。

⑩ 一七三七年、申口方吟味職に転任する。同年、乾隆帝即位の慶賀使派遣を薩摩に報告する使者となる。

⑪ 一七三九年、泊地頭職に任ぜられる。

* 同年、西原間切小波津地頭職を転授する。

⑫ 一七四〇年、御双紙庫理職に転任する。

* 同年、摩文仁間切按司掛の作得と夫錢一年分を賜る。

⑬ 一七四一年、御鎖之側職に任ぜられる。

⑭ 一七四二年、進貢使節の耳目官となる。

* 翌年、読谷山間切按司掛の作得と夫錢一年分を賜る。

⑮ 一七四五年、進貢使節帰国を報告するため、薩摩藩に赴く。

* 同年、紫冠に叙され、知行高十斛を加賜される。

⑯ 同年、御系図奉行職に任ぜられる。

* 同日、恩納間切按司掛の作得と夫錢一年分を賜る。

⑰ 一七四六年、惣与頭職に任ぜられる。また同年、楽稽古奉行となる。

⑱ 一七四八年、御書院奉行職に任ぜられる。 * 楽稽古奉行も兼務

⑲ 一七四九年、前年の徳川家重即位に係る江戸立の謝恩のため、薩摩に赴いた。

⑳ 一七五〇年、大与奉行職に任ぜられる。また同年、大美御殿大親職に任ぜられ、その後、惣与頭職、御書院奉行職を歴任する。

㉑ 一七五一年、薩摩に年頭使として派遣される予定だったが、尚穆王即位によつて江戸立の謝恩副使に転じ、翌年一七五二年に江戸立した。

* 同年、摩文仁間切按司掛の作得と夫錢一年分を賜る。また江戸立の公務中、久米具志川間切按司掛の作得と夫錢一年分を賜る。さらに翌年の帰国直後には、知行高三十斛を加賜される。

㉒ 一七五二年、高奉行職に任ぜられる。

* 同年、伊平屋島惣地頭職（伊是名と称呼）を転授する。

②③ 一七五四年、御書院奉行職に任ぜられ、その後、中城御殿大親職に任ぜられる。

②④ 一七五五年、法司職（三司官）に任ぜられる。

* 同日、知行高三百二十斛を加賜され、また、米六十斛を封賜される。また駕籠に乗って登城するを許される。

②⑤ 同年、聞得大君御殿惣大親職に任ぜられる。また同日、中城御殿惣大親職に任ぜられ、兼ねて、翌年の冊封正使・全魁、副使・周煌の来琉に係る冠船御用意の事の総理に任ぜられる。

* 一七五六年、浦添間切惣地頭職を転授する。

②⑥ 一七五六年、御物座となる。

* 一七五七年、冊封典礼全竣によって紫浮織冠位に陞る。

外交面では、薩摩・江戸・中国への旅役を何度も務めた様子がわかる。特に、江戸へ派遣された琉球使節に関する職務は比較的多い。数え十七歳の時、徳川将軍・家継の即位に係る慶賀と琉球国王・尚敬の即位に係る謝恩の使節団の楽童子に任命され、翌一七一四年に派遣され公務を終えた。この時の安臧は濱川里之子である。この使節団には、座楽を総括する楽生として、後に組踊を創作する玉城朝薫が参加していた。本家譜に朝薫の名が掲載された記事は、一七一三年十一月十五日、薩摩藩主・島津吉貴より朝薫を始め楽童子八人に御菓子一箱を賜った記事である。一方、朝薫の家譜には、同年十一月十三日、薩摩藩の次期藩主である島津継豊より鼻紙袋等を賜った記事中に、楽童子八人も含まれている（注4）。なお、本使節団には、久米村の程順則が書翰の責任者である掌翰使として加わっていた。本家譜に、島津家と近い関係だった公家の近衛家熙の使者から書を所望され、一七一五年一月十一日に草津、三月には鹿児島で依頼に応えたことが記されている。草津で対応したことは順則や朝薫の家譜にも記載されている（注5）。ただし、鹿児島での対応は、朝薫の家譜には記載がない。一方、順則の家譜には、独り鹿児島に滞在して画賛を書いたと記載されているが（注6）、安臧も在留していたことを本家譜から知ることができる。

渡唐と上国後の一七四五年には紫冠の位となり、親方クラスに昇進し

た後、一七五二年に尚穆王即位の謝恩のため江戸に派遣された使節団の副使を務めた。この時の正使は今帰仁朝忠（後に朝義と改名（注7））である。往路で久志浦（現在の鹿児島県南さつま市）に漂着した受難もあった（注8）。記事には、江戸立の事前準備として、漢衣冠を身に付けて首里城に登り、江戸での礼数や、音楽・漢躍・球躍等の演習をした様子が記されている。各行程は正使・今帰仁王子の家譜の記載事項とおおよそ共通している（注9）。

加えて安臧は、一七四六年に楽稽古奉行を務めている。一七四八年に派遣された江戸立の使節団に参加する楽童子等を稽古・指導した可能性が考えられる（注10）。また、一七四九年には、江戸立を無事終えたことを薩摩藩へ御礼する使者として派遣された。十八世紀前半は、ちょうど徳川将軍や琉球国王の代替わりが多く、その機会に遭遇したことも、江戸に派遣された琉球使節と関連する事項が多くみられる要因だと考えられる。

また安臧は、渡唐の旅役も務めている。祖父の安常と同様に進貢使節団の正使・耳目官になっている。命を奉じられたのが一七四二年三月で、その年の十一月に出航し年を越して、一七四三年一月に福州琉球館に到着した。八月に福州を出発し、十一月到北京に到着、翌年一七四四年一月に皇帝に朝見した（注11）。北京を三月に出発、八月に再び福州に到り、九月には福州琉球館を離れたが、十二月に温州や八重山に漂着し、年を越した一七四五年六月にようやく那覇に戻った。同月、帰国早々に進貢の報告のため、薩摩藩に向けて旅立った。この件だけではなく、安臧は何度も薩摩藩へ派遣される機会があった。一七一一年、まだ世子であった尚敬の御小姓となり、一七一四年に薩摩藩に赴く予定だったが、琉球国王・尚益が薨じ尚敬が即位したため、中止されたこともあった。初めて薩摩に赴いたのは、前記のとおり、一七一四年六月に江戸立の琉球使節としてのときだった。次は一七三七年に中国（清）の乾隆帝の即位に伴う慶賀使の派遣を報せる使者となったときである。さらに、前記のとおり、一七四九年に江戸立の御礼、一七五二年に江戸立の副使としても薩摩藩に赴いた。

一方、安臧は内政面でも様々な職に就任した。順調に位階を上げ、

一七三三年三月に数え三十七歳で首里王府の行政機関の中樞である評定所の下御座の御物奉行吟味役（物奉行方の次官の一人）になると、一七三七年に申口方吟味役を務めた。一七三九年に泊地頭職、一七四〇年に御双紙庫理職、一七四一年に御鎖之側職というように申口方の長官となり、王府組織の重職を歴任した。一七四五年には紫冠に叙され親方クラスに陞り、小波津親方と呼称されるようになった。その後、系図座・惣与頭・御書院・大与座・高奉行等の首里王府各部署の長官である奉行職、王家・王族関連の中城御殿・大美御殿・間得大君御殿の大親職にも就いた。一七五二年に伊平屋島惣地頭職を転授して伊是名親方と称し、一七五五年九月に数え五十九歳の時、士の役職で最も高位の三司官の一人となった。なお、一七五六年に浦添間切惣地頭職へ転授後には、浦添親方と呼ばれた。

三司官就任後の一七五六年七月、尚穆王の冊封のため、中国（清）から冊封使一行が来琉した。尚穆王世代の最重要ミッションである。安臧は三司官を務めつつ、一七五五年から冠船御用意の事を総理する臨時職も兼ねていた。この時の冊封正使は全魁、副使は周煌である。冊封使一行が滞在した大使館を何度も訪問し、冊封使達と交流を深めた様子が記されている。十二月には安臧宅に冊封両使を招き、琉球料理でもてなした。この冊封使一行が乗ってきた船は久米島で破損して貨物を無くした者がいた一方、有る者の貨物を買上げるため、国相（摂政）、法司（三司官）、総理司（総理唐栄司）久米村総役のことか。ちなみにこの時の久米村総役は鄭秉哲（ていへい）である）等と困難な状況ながらも職務を遂げたことが記されている。冊封典礼を終えた一七五七年、褒賞を蒙り、親方クラスの最高位である紫浮織冠位に陞って、紫地浮織冠を賜った。また、中国（清）皇帝より拝領した水色緞子一疋も賜ったことが記されている。ちなみに、安臧は三司官になっている人物であるため、これまでの先行研究でも名前が散見される一方、安臧の「臧」の字の表記が安定していなかった（注12）。本家譜では「臧」と表記されるが、「臧」の表記で良いと考えられる（注13）。

このように、三司官を務め紫地浮織冠位に昇った人物の記事を含む家譜原本が当館の収蔵資料となるのは今回が初めてである。安臧が

一七〇九年に祖父安常より家統を継いで、一七五九年に亡くなるまでの五十年間には、琉球国王や徳川将軍、中国（清）皇帝の代替わりが何度もあり、使節団の一員や関連する役職に就いていたこと、長期に渡って首里王府の重職に次々と就任していたことから記事が豊富に記され、安臧の一生を通じて当時の琉球王国史を知ることができる。また家譜の書式では、基本唐系格を用いながらも、和系格の頃の要素が残っており、書式の変遷が示されていることも本家譜の特徴である。本家譜に掲載されている安臧以降の人物については、稿を改めて内容を紹介したい。

なお、本家譜の表紙・裏表紙には蜀江文風の絹織物が使用されている。表紙の「毛姓家譜系図」及び「譜久村親雲上」の外題も含めて、琉球王国時代に仕立てられてから改変されていないものと思われる。また、表紙・裏表紙に近い部分ほど虫損が激しいが、全体を通して中身を確認することができることから、資料状態は比較的良好である。法量は縦三一・七cm、横二〇・五cm、厚さ一・三cm。本紙は六四紙。

『毛姓家譜』（譜久村家）の翻刻及び読み下し文の作成に当たっては、次の凡例を用いた。

- ・ 人物名以外は当用漢字に改めるようにした。また、立項された人物名は太字で示した。なお、八代・安常と九代・安寄の間、九代・安寄と九代・安臧の記事の行間は詰まっているが、本稿では見やすくするため一行開けた。
- ・ 脱字は「」で補った。また、誤字は「ママ」と記し、正字を「」で補った。
- ・ 原文の注釈として小文字で記された文言について、読み下し文は（ ）で表記した。
- ・ 後世に書き足されたと考えられる文字（鉛筆書き）は省略した。
- ・ 読み下し文の年号は西暦に置き換えて、十千十二支は省いた。また、必要に応じて（ ）で西暦を補った部分もある。

本資料の翻刻及び読み下し文の作成に当たっては、当館の田名真之館長より、不明の文字や記事全般、読み下し文の要領等に関して御教示を得た。記して感謝の意を表します。

(注1) 那覇市市民文化歴史博物館『氏集 首里那覇』二〇〇八年
 (注2) 『氏集 首里那覇』には、「元祖新城親方安基七世池城親方安憲
 支流三子毛龍國濱川親方安常 毛氏 譜久村親雲上」と記載さ
 れている。

(注3) 田名真之「琉球家譜の世立とその意義」『沖縄近世史の諸相』
 ひるぎ社 一九九二年

(注4) 「向姓家譜(辺土名家)」那覇市企画部市史編集室『那覇市史』
 資料篇第一巻七 家譜資料三(首里系) 一九八二年

(注5) 沖縄県教育委員会『8 沖縄県史ビジュアル版 近世② 江戸
 上りく琉球使節の江戸参府』二〇〇一年

(注6) 「程氏家譜(六世 程泰祚)」那覇市企画部市史編集室『那覇市
 史』資料篇第一巻六 家譜資料二(下) 一九八〇年

(注7) 「向姓家譜(具志川家)」那覇市企画部市史編集室『那覇市史』



「首里古地図(部分)」(沖縄県立図書館蔵、CC BY 4.0)の「山川村」には、「野里親方」と記載されており、八代・安常を示していると考えられる。

「江戸上り行列図
 (題琉球使朝貢
 図)」(沖縄県立博
 物館・美術館蔵)
 は、1752年に江
 戸立した使節団を
 描いたとされる。
 この絵図の内、馬
 上の人物が副使・
 小波津親方(安臧)
 だと考えられてい
 る。



資料篇第一巻七 家譜資料三(首里系) 一九八二年

(注8) ただし、正使・今帰仁朝忠や楽師を務めた毛維基の家譜には坊
 津、儀衛正を務めた鄭秉哲の家譜には牛深に漂着とある。

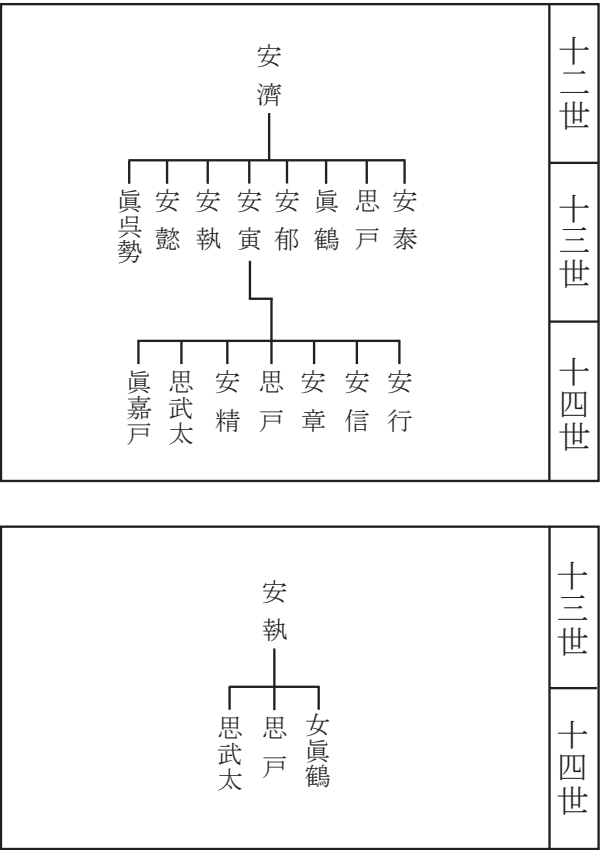
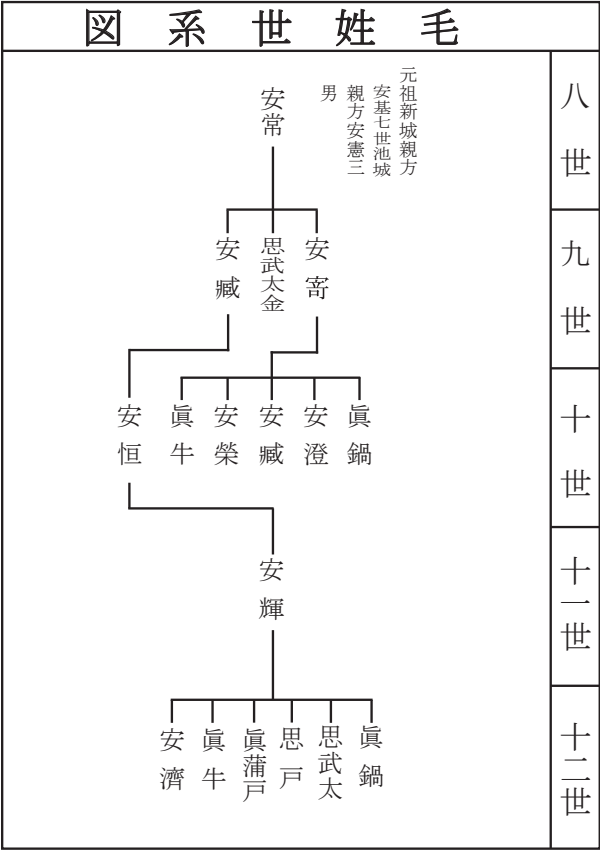
(注9) 注7と同じ

(注10) 徳川将軍となつた徳川家重の慶賀使として、具志川朝利を正使
 として派遣された使節団。

(注11) 毛弘盛の家譜には、安臧の名が出てくると「家譜年表(重要事項)
 乾隆七年(一七四二) 尚敬三十年」(那覇市役所企画部市史編
 集室『那覇市史』資料篇第一巻五 一九八一年)に記されている。

(注12) 眞境名安興『沖縄一千年史』沖縄新民報社 一九二三年等

(注13) 田名真之館長の指摘。また、『大漢和辞典』では「臧」に「よい(善
 い)」の意味があることが掲載されている。



毛姓家譜

紀錄

濱川親方安常

童名眞三良 唐名毛龍圖 号雲章

父新城親方安基七代池城親方安憲

母尚氏金武王子朝貞女眞鶴金

順治十六年己亥九月初六日生

室東氏知念親方政興女眞鍋康熙三年甲辰四月初九日生乾隆十年乙丑二月十七

日卒寿八十二号椿溪

長女思武太^マ「太」金康熙十八年己未正月二十五日生嫁于向氏田崎按司朝崇同

五十八年己亥三月初五日卒享年四十一号花岳

長男安寄

尚貞王世代

康熙十年辛亥八月二十日為御書院若里之子

康熙十三年甲寅二月初九日結敬髻

康熙十四年乙卯十二月初四日叙黄冠

康熙十五年丙辰四月十三日任当職

康熙十六年丁巳十月十四日拝授眞和志間切眞嘉比地頭職

康熙十七年戊午六月十三日告病辞当職

康熙十九年庚申六月初一日因 尚質王十三年回忌為御茶御殿当

本月初六日恭聞 朝廷改名称呼龜田

康熙二十年辛酉八月十二日再任当職

康熙二十一年壬戌八月二十四日奉 命為修作眞嘉比川砦奉行二十七

日起工九月二十八日告成此時同僚金氏上間親方安時

康熙二十二年癸亥八月二十日叙座敷

本年九月二十三日転授北谷間切野里地頭職

本年十一月三十日任山奉行職

康熙二十五年丙寅十月二十四日陞申口座位

康熙二十七年戊辰二月十二日為恭賀 綱貴公陞少将位事奉 命為向

氏越来按司朝意附役六月初一日那霸開船初六日到麿府公事全竣十月

二十七日麿府開船十一月初四日回国

康熙二十九年庚午正月十五日為御系図中取

康熙三十一年壬申二月初一日任申口方吟味職拜 朝之日恭蒙 聖上遣使賀賜御玉貫一双

康熙三十四年乙亥二月二十九日為進香寬陽院公一周忌事奉 命為使五月三十日 尚益公贖賜練蕉布一端錫二双六月初一日於 王城賜餞宴本日 尚純公贖賜練蕉布一端錫二双初二日恭蒙 聖上遣使贖賜上布二疋燒酎一壺從內院亦賜竹心香三把紺島細上布一端上布二疋燒酎一壺十二日那霸開船十五日到山川十七日到覺府朝見 綱貴公十一月二十九日当一周忌詣於福昌寺謹進香于 御神位翌年丙子二月二十八日公務全竣蒙許歸国此日蒙賜上紙三十束鯉節百塊二十九日覺府開船三月二十三日歸国

康熙三十五年丙子四月十二日転任御物奉行職二十四日蒙賜知行高四十斛拜 朝廷之日恭蒙 聖上賀賜御花一籠御玉貫一双

康熙三十七年戊寅二月十八日転任御鎖側職拜 朝廷之日恭蒙 聖上遣使賀賜御花一籠御玉貫一双

本年九月十五日為進貢事奉 命為耳目官時正議大夫梁邦基内問親雲上二十五日賜御茶飯十月二十日恭領表章十一月初三日從内院贖賜扇子三本入三匣上紙五束燒酎一壺十二日 尚益公贖賜練蕉布二端錫二双十三日恭蒙 聖上贖賜扇子二本入十五匣尺幾世留十対練蕉布三端燒酎一壺 尚純公贖賜練蕉布二端錫二双二十二日那霸開船二十六日到怡山院十二月初六日封堵称盤安挿館駅次年己卯六月二十六日賚捧表章福州起程八月十九日到北京二十日奉上 表章於礼部衛〔衙〕門

二十六日納進貢物九月十五日朝見十七日有午門前祇領欽賜国王紬緞錦羅共五十疋賞賜安常龍圖紬緞羅共十三疋又於礼部衛〔衙〕門賜下馬宴上馬宴十九日於礼部主客司衛〔衙〕門奉領 勅書並咨文則致起程十二月十一日到于福州館駅翌年庚辰五月十九日五虎門開船二十七日歸国此日登 城奉候 聖禧六月初二日恭奉 勅書復命時与力梁氏饒波筑登之親雲上信安

康熙三十九年庚辰五月二十七日為稟明貢使回国事奉 命赴薩州十一日領 御書簡十二日 尚純公及 尚益公贖賜錫各二双練蕉布各二端二十一日那霸開船三十日到山川七月初二日到覺府初五日恭奉 国翰

及献上物件朝見 吉貴公公務全竣九月二十三日蒙許歸国此日蒙賜鯉節百塊一匣十月十三日覺府開船十八日回国此時 太守公因在江戸府不捧御返簡而歸国翌年十一月其御返簡到于国来十一月初七日捧 御返簡復 命与力如前

康熙三十九年庚辰十二月初一日陞紫冠加賜知行高十斛共計五十斛拜朝廷之日恭蒙 聖上遣使賀賜御花一籠御玉貫一双

康熙四十年辛巳二月十九日任高奉行職

康熙四十二年癸未正月任女官紘並内裏言葉寄主取

康熙四十三年甲申八月二十二日転授北谷間切濱川地頭職

康熙四十六年丁亥任寺社奉行職

康熙四十八年己丑三月十九日卒享年五十一出葬之日蒙 聖上遣使祭

賜御香五本御花一籠御玉貫一双

濱川里之子親雲上安寄

童名眞蒲戸 唐名毛仁傑 号慈雲

父新城親方安基八代濱川親方安常

母東氏眞鍋

康熙十九年庚申四月二十五日生

室毛氏安里親方安好女眞牛康熙十九年庚申十二月十六日生同四十六年丁亥六月二十日卒享年二十八号連台

長男安臧

次男安澄別有家譜

三男安榮別有家譜

長女眞鍋康熙四十二年癸未十二月十七日生嫁于向氏喜屋武親方朝長乾隆二十一年丙

子二月十二日卒享年五十四号淨心

次女眞牛康熙四十五年丙戌八月十四日生嫁于向氏惣慶里之子親雲上朝祐乾隆十八年

癸酉四月二十九日卒享年四十八号寂室

尚貞王世代

康熙三十一年壬申八月二十日為下庫理小赤頭

康熙三十二年癸酉八月十四日入御書院小赤頭

康熙三十四年乙亥二月十七日叙若里之子

康熙三十五年丙子二月十四日結敬髻

康熙四十二年癸未十二月初一日叙黃冠

康熙四十四年乙酉十二月初一日任下庫理當職

康熙四十七年戊子閏三月初一日卒享年二十九

浦添親方安臧

童名眞三良 唐名毛文和 字建中 号雲晴

父新城親方安基九代濱川里之子親雲上安寄

母毛氏眞牛

康熙三十六年丁丑十一月初七日生

室向氏玉城按司朝孟女思戸金康熙三十六年丁丑九月二十三日生乾隆四十三年

戊戌十一月十二日卒寿八十二号寿岳

長男安恒

尚貞王世代

康熙四十八年己丑六月初二日繼祖父安常家統拝授北谷間切濱川地頭

職賜知行高四十斛

康熙四十八年己丑十一月初八日為御書院小赤頭

尚益王世代

康熙五十年辛卯二月初六日叙若里之子

本年恭蒙 聖上惠賜御太刀一腰盛常紺島細上布衣一領島紬袷衣一領

本年因甲午年 王世子尚敬公赴于薩州奉 命為御小姓不擬 尚益王

薨 尚敬公登極承祧因此不赴

尚敬王世代

康熙五十一年壬辰十月十三日再為御書院御小姓

康熙五十二年癸巳五月二十日為慶賀 公方樣繼統承祧又 聖上即

位謝恩事奉 命為樂童子翌年三月照例賜緞子衣二領繻子衣一領綸

子桐衣袴三通金欄大帶一條四月二十七日於 王城奏樂時賜餞宴五月

初 二日恭蒙 国祖母毛氏聞得大君加那〔志〕遣使贐賜薄芭蕉布長

巾一條島練蕉布一端錫一隻十八日恭蒙 聖上遣使贐賜大雲母紙三卷

島細上布一端二十三日又蒙賜島細上布衣一領錦大帶一條二十六日隨

慶賀正使尚氏與那城王子朝直謝恩正使尚氏金武王子朝祐那霸開船六

月初九日到覽府八月十一日朝見 大〔太〕守吉貴公十二日詣福昌寺

及東照宮南泉院 御神主殿奏樂十六日為首途詣于諏訪明神宮二十一

日賜御膳時拝見乱舞二十三日兩位王子奉獻御膳時亦奏樂九月初九日

覽府起身十一月二十六日到江都即日朝見 吉貴公即賜御料理十二月初二日始登 城初四日又登 城在於 公方樣御前奏樂時賜盛宴初六

日登 城恭蒙許歸之旨時賜時服三重白銀十五枚初九日詣于上野宮

十二日在于 御前樣及 繼豐公御前奏樂時蒙 御前樣賜白銀九十目

又蒙 繼豐公賜金七百疋十三日因 吉貴公御昇官樂童子八員恭獻金

千疋此日復蒙朝見 繼豐公親以手賜香服紗一個香包一個伽羅一切鼻

紙袋一個十五日復蒙 吉貴公賜御菓子一箱樂正向氏玉城親雲上朝薰

並樂童子八員十六日又賜盛宴時拝見操十七日朝見 繼豐公即賜黃応

丸一包十八日恭蒙 吉貴公許歸十九日朝見 繼豐公即賜小人形數員

白羽二重一疋二十一日江府起身正月十一日到草津宿時蒙 近衛〔衛〕

家熙公遣願王院權僧正令進愚筆此時賜千種香一個合錦服紗一箱二月

二十一日到覽府三月初四日恭蒙 吉貴公許歸之旨此日又蒙賜白麻五

束初十日兩位王子覽府開船然而近衛〔衛〕樣有奉進字書之命因此安

臧与程順則小〔古〕波藏親雲上留在覽府字書已畢十五日赴到山川上

于本船十八日彼津開船四月初一日歸国本月初六日在於南殿奏樂

康熙五十四年乙未五月二十一日結敬髻 朝廷之日恭蒙 毛氏聞得

大君加那志遣使賀賜御玉貫一双

康熙五十五年丙申六月十五日叙黃冠 朝廷之日恭蒙 毛氏聞得大

君加那志遣使賀賜御玉貫一双

康熙五十九年庚子六月十五日為御書院御物当拝 朝廷之日恭蒙 聖

上及 国祖母毛氏聞得大君加那志遣使賀賜御玉貫各一双

本年八月十三日叙当座數位 朝廷之日恭蒙 聖上及 国祖母毛氏

聞得大君加那志遣使賀賜御玉貫各一双

雍正元年癸卯十二月十五日告病辞役

雍正二年甲辰十二月初一日為寺社中取叙座敷

雍正三年乙巳六月初三日因 毛氏先聞得大君加那志三年回忌為御法

事当並御茶御殿當時兼勤寺社中取役

雍正六年戊申六月十八日任御書院当職 朝廷之日恭蒙 聖上及

国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志遣使賀賜御玉貫各一双

雍正十一年癸丑三月初八日任御物奉行吟味職拜 朝廷之日恭蒙 聖上及 国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志遣使賀賜御玉貫各一双

乾隆二年丁巳六月十五日転任申口方吟味職本年八月二十二日為稟報因 皇帝登極遣慶賀使事奉 命為使二十五日奉領 国翰此日恭蒙

聖上遣御物当官贖賜大平布二疋焼酎一壺從内院遣御近習官又賜唐金扇子四本二箱嶋紬一端焼酎一壺又蒙 国母毛氏聞得大君加那志及

王妃馬氏佐敷按司加那志遣使贖賜大官香各五把綿子各一把焼酎砵各一双二十九日又蒙 聖上惠賜銀子八百目以補行李九月初七日那覇開

船十月初六日到山川自此陸路初八日到慶府十八日奉呈 国翰及献上物件此時 太守繼豐公因在江戸府無朝見之礼二十五日登 城恭賀

又三郎公御中刺二十七日詣于福昌寺公務全竣十一月十一日蒙許帰国此日蒙賜白麻五束国分煙草十斤十八日慶府開船十二月初六日帰国復

命時与力毛氏濱川里之子親雲上安榮

乾隆四年己未二月十四日任泊地頭職拜 朝廷之日恭蒙 聖上及 国

母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志遣使賀賜御花一籠御玉貫各一双

乾隆四年己未六月初八日転授西原間切小波津地頭職

乾隆五年庚申二月二十四日転任御双紙庫理職拜 朝廷之日恭蒙 聖上及 国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志遣使賀賜

御花各一籠御玉貫各一双

本年十二月十九日蒙賜摩文仁間切按司掛作得并夫錢一年分

乾隆六年辛酉六月初十日任御鎖之側職拜 朝廷之日恭蒙 聖上及 国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志遣使賀賜御花各

一籠御玉貫各一双

乾隆七年壬戌三月初一日為進貢事奉 命耳目官時正議大夫蔡用弼湖城親

雲上十月初六日賜御茶飯十一月初九日恭蒙 聖上遣使贖賜国分煙草六十把烟管十五对白麻五束練蕉布三端從内院贖賜島細二端中蠟二十

丁焼酎一壺又恭蒙 国母毛氏聞得大君加那志及 王妃馬氏佐敷按司

加那志遣使贖賜綿子各一把白麻各一束国分煙草各二十把十三日恭領表章二十二日上船二十八日那覇開船到馬齒山候風十二月初一日見有順風彼山開洋初六日到閩省之外山翌年正月初八日到怡山院二十二日封堵称盤安挿館駅七月六日在布政司衙門照例賜宴八月十三日資捧

表章福州起程十一月二十七日到于京城二十八日奉上 表章於礼部衙門十二月十九日納進貢物翌年甲子正月初一日朝見二月二十四日在午

門前祇領賞賜 国王錦緞紗羅等八十疋賜文和綵緞六疋裏四疋羅四疋紡絲二疋絹二疋共計十八疋又賜從人九名每名毛青布六疋此日往礼

部主客司衙門奉領 勅書并咨文嗣後於礼部衙門賜下馬宴於公館賜上馬宴三月初四日京城起身六月初十日到于福州此時恭蒙 聖上寄賜昆

布二十五斤從内院寄賜扇子十握二箱枋原二束一箱昆布五把一箱鯉節五十塊一箱醬油二樽又蒙 国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷

按司加那志寄賜焼酎各一罈九月初三日公務全竣離駅登舟十月二十七日五虎門開洋無奈過冬至冬無有順風遂到温州府金郷十二月初九日彼

郷開洋在于中洋陡逢逆風十三日漂到八重山翌年五月二十五日彼山開洋六月初二日到那覇津即登 城奉候 聖禧初五日上勅書復 命時与

力隆氏當間筑登之親雲上元宣

乾隆八年癸亥十二月二十四日蒙賜読谷山間切按司掛作得并夫錢一年分時安藏在中華

中華未致回棹

乾隆十年乙丑二月二十六日因焼房屋恭蒙惠賜銀兩五貫目此時安藏在中華未致回棹

本年六月初三日為稟明貢使回国事奉 命赴慶府初五日奉領 国翰此日恭蒙 聖上遣御書院当官贖賜大平布二疋焼酎一壺從内院遣御近習

官又贖賜大官香五把白細上布一端焼酎一壺又蒙 国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志遣使贖賜大平布各一疋練蕉布各二

端焼酎砵各一双初十日於南宮賜饌宴十六日那覇開船二十二日到慶府七月十八日登 城資奉 国翰及献上物件朝見 大〔太〕守繼豐公

二十六日詣于福昌寺八月初四日拝謁 宗信公公務全竣十一月初四日蒙許帰之旨此日蒙賜国分煙草十斤白麻七束二十三日捧 御返翰慶府

開船十二月十二日帰国十五日捧 御返翰復 命時与力隆氏當間筑登之親雲上元宣

乾隆十年乙丑十二月十八日叙紫冠加賜知行高十斛共計五十石拌 朝之日恭蒙 聖上及 国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志賀賜御花各一籠御玉貫各一双

本日任御系図奉行職又蒙賜恩納間切按司掛作得并夫錢一年分

乾隆十一年丙寅閏三月初五日任惣与頭職

本年十二月二十日為樂稽古奉行

乾隆十三年戊辰二月十七日任御書院奉行職拌 朝之日恭蒙 聖上及 国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志賀賜御花各一籠

御玉貫各一双時兼勸業稽古奉行

乾隆十四年己巳五月十五日為恭謝賴薩州之照顧登江府公務全竣事奉

命為使十九日恭蒙 聖上遣御書院当官贖賜大平布三疋焼酎一壺從内院又蒙賜五爪龍紋大帶二條又蒙 国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志遣使贖賜大官香各五把綿子各一把焼酎砵各一双

十九日召入南宮賜饌宴六月初三日那霸開船十三日到山川二十四日到

覺府七月初九日賽上 国翰及献上物件朝見 太守宗信公十月初三日

拜謁于福昌寺及淨光明寺御神位公務全竣十三日蒙許歸之旨此日恭蒙

慈德院公宗信公諡名也賜御茶五斤白麻九束又蒙 繼豐公賜白麻三束

十一月十八日覺府開船二十日歸国復 命時与力毛氏濱川里之子親雲上安亮

乾隆十五年庚午二月三十日任大与奉行職

本年三月初八日任大美御殿大親職拌 朝之日恭蒙 聖上賀賜御花一籠御玉貫一双

本年六月初六日任惣与頭職

本年十二月二十日任御書院奉行職拌 朝之日恭蒙 聖上及 国母毛氏聞得大君加那志 王妃馬氏佐敷按司加那志賀賜御花各一籠御玉貫各一双

尚穆王世代

乾隆十六年辛未三月二十二日奉 命為年頭慶賀使八月十六日因

王世子尚穆承祧即位転為謝恩副使此時正使今帰仁王子朝忠不能收拾行李

十一月二十六日蒙賜錢二万貫十二月初九日又蒙賜摩文仁間切按司掛

作得并夫錢一年分翌年四月十九日召入南宮賜饌宴二十日恭蒙 聖上

遣御書院当官贖賜大平布三疋焼酎一壺又蒙 国祖母毛氏聞得大君加

那志 国母馬氏佐敷按司加那志各遣使贖賜中官香各五把焼酎砵各一双綿子各一把二十三日看「着」漢衣冠進 城演習赴江府行礼数及音樂漢躍球躍等以備睿覽五月初五日加賜使贊一員例獻御馬因有團師守護其馬赴于江府今般蒙免獻馬因團師不赴故正副使各加隨使贊一員初六日恭領 国翰

十二日蒙 聖上遣内官贖賜黑地錦大帶一條六月初四日那霸開船初八

日漂到久志之浦十二日陸路啓行翌日到琉飯屋七月十八日奉呈 国翰

此時因行江府乘輿路樂之行伍本日安臧等照例獻 大「太」守重年公以寿

帶香十箱練焦布十端焼酎一壺又獻 隅州繼豐公以寿帶香十箱練焦布

十端焼酎一壺二十四日拜謁大雄山宮並南泉院照例恭獻其宮并 御神

位大官香各四把此時有奏音樂二十五日朝忠恭獻御膳此時奏音樂又有漢躍球

躍等二十七日蒙賜盛宴此時得看囃子並狂言等二十九日拜謁于福昌寺及淨

光明寺每御神位獻大官香二把又獻開山堂大官香二把八月初一日進 城恭賀八

朔佳「佳」節時獻 御兩殿公練焦布各五端焼酎各一壺初二日於御下

屋敷朝忠恭獻御膳于 隅州繼豐公此時安臧拜見 繼豐公二十一日照

例隨 大「太」守公拜謁諏訪宮此時着漢衣冠乘輿而路次舉行伍九月十一

日隨 太守公覺府起程十一月初四日到大坂佐土原公館初六日蒙召

入薩州公館看竹田絡並狂言此時恩賜盛宴初八日彼館起身翌日到伏見佐

土原公館十二日起程十二月初二日到江府即觀 大「太」守公時賜盛

宴十五日隨 大「太」守進 城朝忠朝觀 太「大」樹公朝礼已畢又

進西御丸世子大納言公之殿十八日隨 大「太」守公亦進 城恭奏音樂

時賜御吸物三御酒御盛合御菓子御濃茶白銀三十四枚時服三領此日蒙

許回之旨奉領 回翰退 城又進西御丸告辞十九日拜謁上野宮二十一

日恭謁江府御老中及若御年寄二十二日參謁御三家二十三日朝忠獻御膳

于 大「太」守公此日安臧為使職全竣之祝謹具鮮鯛一折御樽一荷恭

獻 太守公外又獻唐筆十本紫銅香炉一個即日蒙賜文銀五枚二十五日

蒙 大「太」守公召入恩賜盛宴二十六日又蒙召見傀儡時賜盛宴公務

全竣二十八日江府起程翌年正月十八日到伏見薩摩公館二十日起棹到

大坂佐土原公館二十八日起錠三月初一日回到覺府即進 城稟報江戶

公務始終十五日蒙許回之旨即領 回翰此日蒙 大「太」守公賜御茶

十二斤白麻十束二十三日離館登船二十六日覺府開船翌日到山川候風

四月初五日彼地放洋初八日歸国直進 王城奉候 聖禧十八日恭奉

回翰復 命此日恭獻土產微物此時与力向氏惣慶里之子親雲上朝亮隆氏當間筑登之親雲上元宣二十六日安藏等穿漢衣冠在於南殿令樂童子等為奏樂唐躍球躍又於禁庭令樂赤頭奏路次樂奉備 聖覽于時恭蒙賜御茶御盛合菓子

乾隆十七年壬申十二月初一日蒙賜久米具志川間切按司掛作得并夫錢一年分此時安藏在于日本未致回棹

本年四月二十二日加賜知行高三十斛共計八十石拌 朝之日恭蒙 聖上及 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志遣使賀賜御花各一籠御玉貫各一双

本年六月十一日任高奉行職

本年九月十五日轉授伊平屋島惣地頭職称呼伊是名拌 朝之日恭蒙 聖上及 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志賀賜御花各一籠御玉貫各一双

乾隆十九年甲戌正月十九日任御書院奉行職拌 朝之日恭蒙 聖上及 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志賀賜御花各一籠御玉貫各一双

乾隆十九年甲戌正月二十一日任中城御殿大親職

乾隆二十年乙亥九月初八日奉 命任法司職加賜知行高三百二十斛共計四百斛又封賜米六十斛又蒙許駕安駟十一月初八日拌 朝之日謹具御花各一籠御玉貫各一双獻上 聖上及 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志 王妃向氏野嵩按司加那志此日恭蒙 聖上遣御書院奉行賀賜御花一籠御玉貫一双又蒙 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志 王妃向氏野嵩按司加那志遣紫冠大親官賀賜御花各一籠御玉貫各一双

本年十一月二十四日任 聞得大君御殿惣大親職十二月初二日謹具御花一籠御玉貫一双恭獻謝恩此日恭蒙 聞得大君加那志遣座敷大親官賀賜御花一籠御玉貫一双

乾隆二十年乙亥十一月二十四日任中城御殿惣大親職兼任總理冠船御用意之事

乾隆二十一年丙子正月初六日為賀祝新年事恭蒙 主上遣御書院奉行賀賜御花一籠御玉貫一双初九日又蒙 国祖母毛氏聞得大君加那志

志 国母馬氏佐敷按司加那志 王妃向氏野嵩按司加那志遣座敷大親官賀賜御花各一籠御玉貫各一双嗣後為例故屢不記

本年二月二十一日轉授浦添間切惣地頭職三月十一日拌 朝之日恭蒙 聖上遣御書院奉行賀賜御花一籠御玉貫一双又蒙 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志 王妃向氏野嵩按司加那志遣座敷大親官賀賜御花各一籠御玉貫各一双

乾隆二十一年丙子四月初八日恭蒙 主上遣使賜新熟麦粉一籠初十日又蒙 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志遣使賜新熟麦粉各一籠十二日 王妃向氏野嵩按司加那志遣使賜新熟麦粉一籠嗣後為例故屢不記

本年六月二十三日恭蒙 主上遣使賜新熟白米一籠二十四日又蒙 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志 王妃向氏野嵩按司加那志遣使賜新熟白米各一籠嗣後為例故屢不記

本年七月二十六日因 冊封典礼恭蒙賜金赤花緞大帶一條

本年七月初八日 冊封正使全魁副使周煌賁臨于国八月初十日奉 命問安之時恭蒙正使賞賜花鳥之画一幅讀鄉二桂筆洪扇子一握石摺一張自筆三張自作之詩五枚閏九月初十日亦問安又蒙 兩位 天使于敷命堂陪賜十二碗之宴此時副使賜自筆三張自作詩花鳥之絵寿平筆一幅筆十枝十月初四日 正使遣使賜画一幅雷翰筆自筆一張扁額一張筆十枝初十日亦問安又蒙 副使賜自筆一張洪扇子一握有自筆字十一月二十五日因 皇太后聖誕 天使招入安藏等于天使館陪賜十二碗之宴二十七

日因 兩位 天使壽誕安藏等蒙招来于館即將千総陪賜素麵之盛款十二月十日亦問安又蒙 正使於敷命堂陪賜十六碗之宴十二日 兩位 天使遊玩于末吉時駕臨敝宅恭進球饗膳二十六日又蒙 正使遣使賜自筆二張自作詩二十九日又蒙遣使賜自筆三張自作詩掛床一對扇子一握本日又蒙 副使遣使賜自筆一張自筆掛床一對自筆扁額一張但是 冊封宝舟在久米山逢風損破因此無貨物者 国王發銀撫恤有貨物者要為評価奈何貨物甚多無力可致因兵丁等甚致囉唆安藏同国相法司總理司等数次到館拌見 天使剖実稟明遂致妥当

本年之冬因同僚馬氏宮平親方良廷為謝恩使赴于中華十月十一日奉命為御物座

乾隆二十二年丁丑四月十二日因 冊封典礼全竣恭蒙褒獎陞紫浮織冠位十九日遣御小姓賜紫地浮織冠皮二十二日拜 朝之日謹具御花一籠御玉貫一双献上 聖上及 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志 王妃向氏野嵩按司加那志時蒙 聖上遣御書院奉行国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志 王妃向氏野嵩按司加那志遣紫冠大親官賀賜御花各一籠御玉貫各一双本年八月十八日因 冊封典礼全竣蒙遣下庫理当官頒賜 皇帝欽賜水色緞子一疋其書左記

（原文草書）

御意

冠船付而専各尽心思一世一度之大礼首尾能遂行喜悅此事候依之從皇帝拝領卷物之内一本給之候也

八月十八日

乾隆二十二年丁丑之秋恭蒙 大「太」守公寄賜御茶二壺白麻十六束 鯉節一箱内藏百塊上年丙子無有寄賜因此這番加數而賜為任法司職者每年寄賜為例故煩不記後

乾隆二十四年己卯九月二十三日卒寿六十三翌二十四日出葬之時恭蒙聖上祭賜庭御祭文一本及御香五本御花一籠御玉貫一双本日恭蒙 国祖母毛氏聞得大君加那志 国母馬氏佐敷按司加那志 王妃向氏野嵩按司加那志遣使祭賜御香各五本御花各一籠御玉貫各一双

○読み下し文（世系図は省略する）

毛姓家譜

紀録

濱川親方安常

童名は眞三良、唐名は毛龍圖、号は雲章

父は新城親方安基の七代池城親方安憲

母は尚氏金武王子朝貞の女眞鶴金

一六五九年九月初六日生まれ

室は東氏知念親方政興の女眞鍋（一六六四年四月初九日生まれ。一七四五年二月十七日卒す、寿は八十二。号は椿溪。）長女は思武大「太」金（一六七九年正月二十五日生まれ。向氏田崎按司朝崇に嫁す。一七一九年三月初五日卒す、享年四十一。号は花岳。）

長男は安寄

尚貞王世代

一六七一年八月二十日、御書院若里之子となる。

一六七四年二月初九日、敲髻を結う。

一六七五年十二月初四日、黄冠に叙せられる。

一六七六年四月十三日、当職に任ぜられる。

一六七七年十月十四日、真和志間切真嘉比地頭職を拝授す。

一六七八年六月十三日、病を告げ、当職を辞す。

一六八〇年六月初一日、尚質王十三年回忌により、御茶御殿当となる。

本月初六日、恭しく朝廷に聞して改名し、龜田と称呼す。

一六八一年八月十二日、再び当職に任ぜられる。

一六八二年八月二十四日、命を奉じて修作真嘉比川疔奉行となる。

二十七日、起工し、九月二十八日、告成す（この時同僚金氏上間親方安時）。

一六八三年八月二十日、座敷に叙せられる。

本年九月二十三日、北谷間切野里地頭職に転授す。

本年十一月三十日、山奉行職に任ぜられる。

一六八六年十月二十四日、申口座位に陞る。

一六八八年二月十二日、恭しく綱貴公少将位に陞るを賀する事のため、命を奉じて向氏越來按司朝意附役となる。六月初一日、那覇を開船し、初六日、麿府に到り公事全竣す。十月二十七日、麿府を開船し、十一月初四日、回国す。

一六九〇年正月十五日、御系図中取となる。

一六九二年二月初一日、申口方吟味職に任ぜられる。朝に拝するの日、恭しく聖上使を遣わし、御玉貫一双を賀賜せらるを蒙る。

一六九五年二月二十九日、寛陽院公一周忌に進香する事のため、命を奉じて使となる。五月三十日、尚益公練蕉布一端、錫二双を贈賜せらる。六月初一日、王城において饞宴を賜る。本日、尚純公練蕉布一端、錫二双を贈賜せらる。初二日、恭しく聖上使を遣わし、上布二疋、焼酎一壺を贈賜せらるを蒙る。内院よりまた竹心香三把、紺島細上布一端、上布二疋、焼酎一壺を賜る。十二日、那覇を開船す。十五日、山川に到る。十七日、寛府に到り綱貴公に朝見す。十一月二十九日、一周忌に当たり、福昌寺に詣りて謹んで御神位に進香す。翌年（一六九六年）二月二十八日、公務全竣、帰国を許され蒙る。この日、上紙三十束、鯉節百塊を賜り蒙る。二十九日、寛府を開船す。三月二十三日、帰国す。

一六九六年四月十二日、御物奉行職に転任す。二十四日、知行高四十斛を賜り蒙る。朝廷に拝するの日、恭しく聖上御花一籠、御玉貫一雙を賀賜せらるを蒙る。

一六九八年二月十八日、御鎖側職に転任す。朝廷に拝するの日、恭しく聖上使を遣わし、御花一籠、御玉貫一雙を賀賜せらるを蒙る。

本年九月十五日、進貢事のため、命を奉じて耳目官となる（時に正義大夫梁邦基内間親雲上）。二十五日、御茶飯を賜る。十月二十日、恭しく表章を領す。十一月初三日、内院より扇子三本入三匣、上紙五束、焼酎一壺を贈賜せらる。十二日、尚益公練蕉布二端、錫二双を贈賜せらる。十三日、恭しく聖上扇子二本入十五匣、尺幾世留十対、練蕉布三端、焼酎一壺を贈賜せらるを蒙る。尚純公練蕉布二端、錫二双を贈賜せらる。二十二日、那覇を開船す。二十六日、怡山院に到る。十二月初六日、封堵称盤し、館駅に安挿す。次年（一六九九年）六月二十六日、表章を賚捧し福州を起程す。八月十九日、北京に到る。二十日、表章を礼部衛「衙」門において奉す。二十六日、進貢物を納める。九月十五日、朝見す。十七日、午門前にありて、祇んで国王に欽賜の紬緞錦羅共五十疋、安常龍圖に賞賜の紬緞羅共十三疋を領し、また礼部衛「衙」門において下馬宴上馬宴を賜る。十九日、礼部主客司衛「衙」門において、勅書並びに咨文を奉領し、則に起程を致す。十二月十一日、福州館駅に到る。翌年（一七〇〇年）五

月十九日、五虎門を開船し、二十七日、帰国す。この日登城し、聖禧を奉候す。六月初二日、恭しく勅書を奉じて復命す（時に与力梁氏饒波筑登之親雲上信安）。

一七〇〇年五月二十七日、貢使の回国を稟明する事のために、命を奉じて薩州に赴く。十一日、御書簡を領す。十二日、尚純公及び尚益公錫各二双、練蕉布各二端を贈賜せらる。二十一日、那覇を開船す。三十日、山川に到る。七月初二日、寛府に到る。初五日、恭しく国翰及び献上物件を奉じて吉貴公に朝見し公務全竣す。九月二十三日、帰国を許さるを蒙る。この日、鯉節百塊一匣を賜り蒙る。十月十三日、寛府を開船す。十八日、回国す。この時太守公江戸府に在るに因り、御返簡を捧げずして帰国す。翌年（一七〇一年）十一月、その御返簡国来に到る。十一月初七日、御返簡を捧じて復命す（与力前の如し）。

一七〇〇年十二月初一日、紫冠に陞る。知行高十斛を加賜せらる（共に計五十斛）。朝廷に拝するの日、恭しく聖上使を遣わし、御花一籠、御玉貫一雙を賀賜せらるを蒙る。

一七〇一年二月十九日、高奉行職に任ぜられる。

一七〇三年正月、女官糺並に内裏言葉寄主取に任ぜられる。

一七〇四年八月二十二日、北谷間切濱川地頭職に転授す。

一七〇七年、寺社奉行職に任ぜられる。

一七〇九年三月十九日、卒す、享年五十一。出葬の日、聖上使を遣わし、御香五本、御花一籠、御玉貫一雙を祭賜せらるを蒙る。

濱川里之子親雲上安寄

童名は眞蒲戸、唐名は毛仁傑、号は慈雲

父は新城親方安基の八代濱川親方安常

母は東氏眞鍋

一六八〇年四月二十五日生まれ

室は毛氏安里親方安好の女眞牛（一六八〇年十二月十六日生まれ。

一七〇七年六月二十日卒す、享年二十八。号は蓮台。）

長男は安臧

次男は安澄（別に家譜有り）
三男は安榮（別に家譜有り）

長女は眞鍋（一七〇三年十二月十七日生まれ。向氏喜屋武親方朝良に嫁す。一七五六年二月十二日卒す、享年五十四。号は浄心。）

次女は眞牛（一七〇六年八月十四日生まれ。向氏惣慶里之子親雲上朝祐に嫁す。一七五三年四月二十九日卒す、享年四十八。号は寂室。）

尚貞王世代

一六九二年八月二十日、下庫理小赤頭となる。

一六九三年八月十四日、御書院小赤頭に入る。

一六九五年二月十七日、若里之子に叙せられる。

一六九六年二月十四日、敬髻を結う。

一七〇三年十二月初一日、黄冠に叙せられる。

一七〇五年十二月初一日、下庫理当職に任ぜられる。

一七〇八年閏三月初一日、卒す、享年二十九。

浦添親方安臧

童名は眞三良、唐名は毛文和、字は建中、号は雲晴

父は新城親方安基の九代濱川里之子親雲上安寄

母は毛氏眞牛

一六九七年十一月初七日生まれ

室は向氏玉城按司朝孟の女思戸金（一六九七年九月二十三日生まれ。

一七七八年十一月十二日卒す、寿は八十二。号は寿岳。）

長男は安恒

尚貞王世代

一七〇九年六月初二日、祖父安常の家統を継いで、北谷間切濱川地頭職を拝授し、知行高四十斛を賜う。

一七〇九年十一月初八日、御書院小赤頭となる。

尚益王世代

一七一一年二月初六日、若里之子に叙せられる。

本年恭しく聖上御太刀一腰（盛常）、紺島細上布衣一領、島紬袷衣一領を恵賜せらるを蒙る。

本年、甲午年（一七一四年）王世子尚敬公薩州に赴くことにより、命を奉じて御小姓となる。擬ざりき尚益王薨じ、尚敬公登極承祧す。これにより赴かず。

尚敬王世代

一七一二年十月十三日、再び御書院御小姓となる。

一七一三年五月二十日、公方様継統承祧を慶賀し、また聖上即位の謝恩の事のため、命を奉じて楽童子となる。翌年（一七一四年）三月、例に照らして緞子衣二領、縐子衣一領、綸子桐衣袴二通、金襴大帯一條を賜る。四月二十七日、王城において奏樂の時、饌宴を賜る。五月初二日、恭しく国祖母毛氏聞得大君加那「志」使を遣わし、薄芭蕉布長巾一條、島練蕉布一端、錫一双を贈賜せらるを蒙る。十八日、恭しく聖上使を遣わし、大雲母紙三卷、島細上布一端を贈賜せらるを蒙る。二十三日、また島細上布衣一領、錦大帯一條を賜り蒙る。二十六日、慶賀正使尚氏與那城王子朝直、謝恩正使尚氏金武王子朝祐に随い那覇を開船す。六月初九日、寛府に到る。八月十一日、大「太」守吉貴公に朝見す。十二日、福昌寺及び東照宮南泉院の御神主殿に詣りて奏樂す。十六日、首途のため諏訪明神宮に詣る。二十一日、御膳を賜る時、乱舞を拝見す。二十三日、兩位王子御膳を奉獻する時また奏樂す。九月初九日、寛府を起身す。十一月二十六日、江都に到り、即日吉貴公に朝見し、即ち御料理を賜る。十二月初二日、始て登城す。初四日、また登城し、公方様の御前に在りて奏樂する時、盛宴を賜る。初六日、登城し、恭しく許歸の旨を蒙る時、時服三重、白銀十五枚を賜る。初九日、上野宮に詣る。十二日、御前様及び繼豊公の御前にありて奏樂する時、御前様白銀九十目を賜り、また繼豊公金七百疋を賜り蒙る。十三日、吉貴公御昇官により、楽童子八員恭しく金千疋を献ず。この日、また繼豊公に朝見し親しく手づからをもつて香服紗一個、香包一個、伽羅一切、鼻紙袋一個を賜り蒙る。十五日、また吉貴公御菓子一箱を樂正向氏玉城親雲上朝薫並びに楽童子八員に賜り蒙る。十六日、また盛宴を賜う時、操を拝見す。十七日、繼豊公に朝見し、即ち黄応丸一包を賜る。十八日、恭しく吉貴公に許歸を蒙る。十九日、繼豊公に朝見し、即ち小人形数員、

白羽二重一疋を賜る。二十一日、江府を起身す。正月十一日、草津宿に到るの時、近衛〔衛〕家熙公願王院権僧正を遣わし、愚筆を進めしむ。この時、千種香一個、合錦服紗一箱を賜る。二月二十一日、麿府に到る。三月初四日、恭しく吉貴公許帰の旨を蒙る。この日、また白麻五束賜り蒙る。初十日、兩位王子麿府を開船す。しかしして近衛〔衛〕様字書を奉進するの命あり。これにより安藏と程順則小〔古〕波藏親雲上麿府に留在す。字書すでに畢わり、十五日、赴きて山川に到り本船に上る。十八日、彼津を開船す。四月初一日、帰国す。本月初六日、南殿に在りて奏樂す。

一七二五年五月二十一日、鼓髻を結う。朝廷に拝するの日、恭しく毛氏聞得大君加那志使を遣わし、御玉貫一雙を賀賜せらるを蒙る。

一七二六年六月十五日、黄冠に叙される。朝廷に拝するの日、恭しく毛氏聞得大君加那志使を遣わし、御玉貫一雙を賀賜せらるを蒙る。

一七二〇年六月十五日、御書院御物当となる。朝廷に拝するの日、恭しく聖上及び国祖母毛氏聞得大君加那志使を遣わし、御玉貫各一雙を賀賜せらるを蒙る。

本年八月十三日、当座敷位に叙される。朝廷に拝するの日、恭しく聖上及び国祖母毛氏聞得大君加那志使を遣わし、御玉貫各一雙を賀賜せらるを蒙る。

一七二三年十二月十五日、病を告げ、役を辞す。

一七二四年十二月初一日、寺社中取となり、座敷に叙せられる。

一七二五年六月初三日、毛氏先聞得大君加那志三年回忌により、御法事当並びに御茶御殿当となる〔時に兼ねて寺社中取役を勤む〕。

一七二八年六月十八日、御書院当職に任ぜられる。朝廷に拝するの日、恭しく聖上及び国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、御玉貫各一雙を賀賜せらるを蒙る。

一七三三年三月初八日、御物奉行吟味職に任ぜられる。朝廷に拝するの日、恭しく聖上及び国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、御玉貫各一雙を賀賜せらるを蒙る。

一七三七年六月十五日、申口方吟味職に転任す。本年八月二十二日、皇帝登極により慶賀使を遣わすを稟報する事のため、命を奉じて使

となる。二十五日、国翰を奉領す。この日、恭しく聖上御物当官を遣わし、大平布二疋、焼酎一壺を贐賜せらるを蒙る。内院より御近習官を遣わし、また唐金扇子四本二箱、嶋紬一端、焼酎一壺を賜る。また国母毛氏聞得大君加那志及び、王妃馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、大官香各五把、綿子各一把、焼酎砵各一雙を贐賜せらるを蒙る。二十九日、また聖上銀子八百目を恵賜して、行李を補するを蒙る。九月初七日、那覇を開船す。十月初六日、山川に到り、こころ陸路。初八日、麿府に到る。十八日、国翰及び献上物件を奉呈す。この時、太守継豊公江戸府にあるにより、朝見の礼無し。二十五日、登城し、恭しく又三郎公御中刺を賀す。二十七日、福昌寺に詣り公務全竣す。十一月十一日、帰国を許さるを蒙る。この日、白麻五束、国分煙草十斤を賜り蒙る。十八日、麿府を開船す。十二月初六日、帰国復命す〔時に与力毛氏濱川里之子親雲上安榮〕。

一七三九年二月十四日、泊地頭職に任ぜられる。朝廷に拝するの日、恭しく聖上及び国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、御花一籠、御玉貫各一雙を賀賜せらるを蒙る。

一七三九年六月初八日、西原間切小波津地頭職に転授す。

一七四〇年二月二十四日、御双紙庫理職に転任す。朝廷に拝するの日、恭しく聖上及び国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、御花各一籠、御玉貫各一雙を賀賜せらるを蒙る。

本年十二月十九日、摩文仁間切按司掛の作得并に夫錢一年分を賜り蒙る。

一七四一年六月初十日、御鎖之側職に任ぜられる。朝廷に拝するの日、恭しく聖上及び国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、御花各一籠、御玉貫各一雙を賀賜せらるを蒙る。

一七四二年三月初一日、進貢事のため、命を奉じて耳目官となる〔時に正議大夫蔡用弼湖城親雲上〕。十月初六日、御茶飯を賜る。十一月初九日、恭しく聖上使を遣わし、国分煙草六十把、烟管十五対、

白麻五束、練蕉布三端を贐賜せらるを蒙る。内院より島細二端、中蠟二十丁、焼酎一壺を贐賜せらる。また恭しく国母毛氏聞得大君加那志及び王妃馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、綿子各一把、白麻各

一束、国分煙草各二十把を贖賜せらるを蒙る。十三日、恭しく表章を領す。二十二日、上船す。二十八日、那覇を開船し馬齒山に到り候風す。十二月初一日、順風あるを見て彼山を開洋す。初六日、閩省の外山に到る。翌年（一七四三年）正月初八日、怡山院に到る。二十二日、封堵称盤し、館駅に安挿す。七月六日、布政司衙門にありて、例に照らして宴を賜る。八月十三日、表章を齎捧し福州を起程す。十一月二十七日、京城に到る。二十八日、表章を礼部衙門に奉呈す。十二月十九日、進貢物を納める。翌年（一七四四年）正月初一日、朝見す。二月二十四日、午門前にありて、祇んで国王に賞賜の錦緞紗羅等八十疋、文和に賜うの綵緞六疋、裏四疋、羅四疋、紡緜二疋、絹二疋共計りて十八疋、また従人九名每名に賜う毛青布六疋を領す。この日、礼部主客司衙門に往き、勅書并に咨文を奉領す。嗣後、礼部衙門において下馬宴を賜り、公館において上馬宴を賜る。三月初四日、京城を起身す。六月初十日、福州に到る。この時、恭しく聖上昆布二十五斤を寄賜せらるを蒙る。内院により扇子十握二箱、杓原二束一箱、昆布五把一箱、鯉節五十塊一箱、醬油二樽を寄賜せらる。また国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志焼酎各一罇を寄賜せらるを蒙る。九月初三日、公務全竣し離駅登舟す。十月二十七日、五虎門を開洋す。いかんせん秋を過ぎ冬に至れば順風あることなく、遂に温州府金郷に到る。十二月初九日、彼郷を開洋し、中洋にありて陡に逆風に逢う。十三日、八重山に漂到す。翌年（一七四五年）五月二十五日、彼山を開洋す。六月初二日、那覇津に到り即に登城し聖禧を奉候す。初五日、勅書を上りて復命す（時に与力隆氏當間筑登之親雲上元宣）。

一七四三年十二月二十四日、読谷山間切按司掛の作得并に夫錢一分を賜り蒙る（時に安臧中華にあり）。

一七四五年二月二十六日、房屋焼するにより、恭しく銀両五貫目を恵賜せらるを蒙る（この時安臧中華にありて、未だ回棹を致さず）。本年六月初三日、貢使の回国を稟明する事のため、命を奉じて慶府に赴く。初五日、国翰を奉領す。この日、恭しく聖上御書院当官を遣わし、大平布二疋、焼酎一壺を贖賜せらるを蒙る。内院より御近

習官を遣わし、また大官香五把、白細上布一端、焼酎一壺を贖賜せらる。また、国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、大平布各一疋、練蕉布各二端、焼酎砵各一双を贖賜せらるを蒙る。初十日、南宮において餞宴を賜る。十六日、那覇を開船す。二十二日、慶府に到る。七月十八日、登城し、国翰及び献上物件を齎奉し、大「太」守継豊公に朝見す。二十六日、福昌寺に詣る。八月初四日、宗信公に拝謁し公務全竣す。十一月初四日、許帰の旨を蒙る。この日、国分煙草十斤、白麻七束賜り蒙る。二十三日、御返翰を捧じ、慶府を開船す。十二月十二日、帰国す。十五日、御返翰を捧じ復命す（時に与力隆氏當間筑登之親雲上元宣）。

一七四五年十二月十八日、紫冠に叙され、知行高十斛を加賜せらる（共計五十石）。朝に拝するの日、恭しく聖上及び国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志御花各一籠、御玉貫各一双を賀賜せらるを蒙る。

本日、御系図奉行職に任ぜられ、また恩納間切按司掛の作得并に夫錢一年分賜り蒙る。

一七四六年閏三月初五日、惣与頭職に任ぜられる。

本年十二月二十日、樂稽古奉行となる。

一七四八年二月十七日、御書院奉行職に任ぜられる。朝に拝するの日、恭しく聖上及び国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志御花各一籠、御玉貫各一双を賀賜せらるを蒙る（時に兼ねて樂稽古奉行を勤む）。

一七四九年五月十五日、恭しく薩州の照顧を頼り、江府に登るの公務全竣するを謝する事のため、命を奉じて使となる。十九日、恭しく聖上御書院当官を遣わし、大平布三疋、焼酎一壺を贖賜せらるを蒙る。内院よりまた五爪龍紋大帯二條を賜り蒙る。また国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、大官香各五把、綿子各一把、焼酎砵各一双を贖賜せらるを蒙る。十九日、南宮に召し入れられ餞宴を賜る。六月初三日、那覇を開船す。十三日、山川に到る。二十四日、慶府に到る。七月初九日、国翰及び献上物件を齎上し、太守宗信公に朝見す。十月初三日、福昌寺及び浄光明寺の

御神位に拝謁し公務全竣す。十三日、許帰の旨を蒙る。この日、恭しく慈徳院公（宗信公の諡名なり）御茶五斤、白麻九束を賜り蒙る。また継豊公白麻三束を賜り蒙る。十一月十八日、甕府を開船す。二十日、帰国復命す（時に与力毛氏濱川里之子親雲上安亮）。

一七五〇年二月三十日、大与奉行職に任ぜられる。

本年三月初八日、大美御殿大親職に任ぜられる。朝に拝するの日、恭しく聖上御花一籠、御玉貫一雙を賀賜せらるを蒙る。

本年六月初六日、惣与頭職に任ぜられる。

本年十二月二十日、御書院奉行職に任ぜられる。朝に拝するの日、恭しく聖上及び国母毛氏聞得大君加那志、王妃馬氏佐敷按司加那志御花各一籠、御玉貫各一雙を賀賜せらるを蒙る。

尚穆王世代

一七五一年三月二十二日、命を奉じて年頭慶賀使となる。八月十六日、王世子尚穆承祧即位により転じて謝恩副使になる（この時正使今帰仁王子朝忠）。行李を收拾することあたわず。十一月二十六日、錢二万貫を賜り蒙る。十二月初九日、また摩文文間切按司掛の作得并に夫錢一年分を賜り蒙る。翌年（一七五二年）四月十九日、南宮に召し入れられ、饌宴を賜る。二十日、恭しく聖上御書院当官を遣わし、大平布三疋、焼酎一壺を贐賜せらるを蒙る。また国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志各使を遣わし、中官香各五把、焼酎砵各一雙、綿子各一把を贐賜せらるを蒙る。二十三日、漢衣冠を看〔着〕て進城し、江府に赴いて行うところの礼数及び音楽、漢躍、球躍等を演習し、もつて睿覽に備う。五月初五日、使贊一員を加賜せらる（例として御馬を献ず。よりて圀師ありて、その馬を守護して江府に赴く。今般、献馬を免ずるを蒙り、よりて圀師赴かず。故に正副使各使贊一員を加随す）。初六日、恭しく国翰を領す。十二日、聖上内官を遣わし、黒地錦大帯一條を贐賜せらるを蒙る。六月初四日、那覇を開船す。初八日、久志之浦に漂到す。十二日、陸路啓行す。翌日、琉飯屋に到る。七月十八日、国翰を奉呈す（この時よりて江府に行くの乗輿、路樂の行伍あり）。本日、安臧等例に照らして大〔太〕守重年公に寿帶香十箱、練蕉布十端、焼酎一壺

をもつて献ず。また隅州継豊公に寿帶香十箱、練蕉布十端、焼酎一壺をもつて献ず。二十四日、大雄山宮並びに南泉院拝謁す。例に照らして恭しくその宮并に御神位に大官香各四把を献ず（この時音楽を奏するあり）。二十五日、朝忠恭しく御膳を献ず（この時音楽を奏し、また漢躍、球躍等あり）。二十七日、盛宴を賜り蒙る（この時囃子並びに狂言等を看るを得る）。二十九日、福昌寺及び浄光明寺に拝謁す（御神位ごとに大官香二把を献ずる。また開山堂に大官香二把を献ず）。八月初一日、進城し、恭しく八朔の佳〔佳〕節を賀す時、御両殿公に練蕉布各五端、焼酎各一壺を献ず。初二日、御下屋敷において、朝忠恭しく御膳を隅州継豊公に献ず。この時、安臧も継豊公に拝見す。二十一日、例に照らして大〔太〕守公に随い、諏訪宮に拝謁す（この時漢衣冠を着て乗輿し、路次樂の行伍あり）。九月十一日、太守公に随い、甕府を起程す。十一月初四日、大坂の佐土原公館に到る。初六日、薩州公館に召し入れられ、竹田絡並びに狂言を看るを蒙る（この時盛宴を恩賜せらる）。初八日、彼館を起身す。翌日、伏見の佐土原公館に到る。十二日、起程す。十二月初二日、江府に到り、即ち大〔太〕守公に覲える時、盛宴を賜る。十五日、大〔太〕守に随つて進城し、朝忠太〔大〕樹公に朝覲して朝礼すでに畢わる。また西御丸（世子大納言公の殿）に進む。十八日、大〔太〕守公に随つてまた進城し、恭しく音楽を奏する時、御吸物三、御酒、御盛合御菓子、御濃茶、白銀三十四枚、時服三領を賜る。この日、許回の旨を蒙り、回翰を奉領し退城す。また西御丸に進み告辞す。十九日、上野宮に拝謁す。二十一日、恭しく江府御老中及び若御年寄に謁す。二十二日、御三家に参謁す。二十三日、朝忠大〔太〕守公に御膳を献ず。この日、安臧使職全竣の祝として、謹んで鮮鯛一折、御樽一荷を具え、恭しく太守公外に献ず。また唐筆十本、紫銅香炉一個を献ず。即日文銀五枚を賜り蒙る。二十五日、大〔太〕守公召し入れられ盛宴を恩賜せらるを蒙る。二十六日、また召されて傀儡を見るを蒙り（時に盛宴を賜る）、公務全竣す。二十八日、江府を起程す。翌年（一七五三年）正月十八日、伏見の薩摩公館に到る。二十日、起棹し大坂の佐土原公館に到る。二十八日、起錠す。

三月初一日、覺府に回到し即に進城し、江戸の公務の始終を稟報す。十五日、許回の旨を蒙り、即に関翰を領す。この日、大「太」^マ守公御茶十二斤、白麻十束を賜り蒙る。二十三日、離館登船す。二十六日、覺府を開船す。翌日、山川に到り候風す。四月初五日、彼地を放洋す。初八日、帰国し直に王城に進み、聖禧を奉候す。十八日、恭しく回翰を奉じて復命す。この日恭しく土産微物を献ず（この時与力向氏惣慶里之子親雲上朝亮、隆氏當間筑登之親雲上元宣）。二十六日、安臧等漢衣冠を穿ち、南殿において樂童子等をして奏樂、唐躍、球躍をなししむ。また禁庭において樂赤頭をして路次樂を奏せしめ、聖覽に備え奉る時、恭しく御茶、御盛合菓子^{マシ}を賜り蒙る。

一七五二年十二月初一日、久米具志川間切按司掛の作得并に夫錢一年分を賜り蒙る（この時安臧日本にありて、未だ回棹を致さず）。

本年四月二十二日、知行高三十斛を加賜される（共計八十石）。朝に拝するの日、恭しく聖上及び国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、御花各一籠、御玉貫各一双を賀賜せらるを蒙る。

本年六月十一日、高奉行職に任ぜられる。

本年九月十五日、伊平屋島惣地頭職（伊是名と称呼す）に転授す。朝に拝するの日、恭しく聖上及び国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志御花各一籠、御玉貫各一双を賀賜せらるを蒙る。一七五四年正月十九日、御書院奉行職に任ぜられる。朝に拝するの日、恭しく聖上及び国祖母毛氏聞得太「大」^マ君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、御花各一籠、御玉貫各一双を賀賜せらるを蒙る。

一七五四年正月二十一日、中城御殿大親職に任ぜられる。

一七五五年九月初八日、命を奉じて法司職に任ぜられ、知行高三百二十斛を加賜され（共計四百斛）また米六十斛を幫賜せらる。また許駕安駄を蒙る。十一月初八日、朝に拝するの日、謹んで御花各一籠、御玉貫各一双を具え、聖上及び国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志に献上す。この日恭しく聖上御書院奉行を遣わし、御花一籠、御玉貫一双を賀賜せらるを蒙る。また国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加

那志、王妃向氏野嵩按司加那志紫冠大親官を遣わし、御花各一籠、御玉貫各一双を賀賜せらるを蒙る。

本年十一月二十四日、聞得大君御殿惣大親職に任ぜられる。十二月初二日、謹んで御花一籠、御玉貫一双を具え、恭しく献じて謝恩す。この日、恭しく聞得大君加那志座敷大親官を遣わし、御花一籠、御玉貫一双を賀賜せらるを蒙る。

一七五五年十一月二十四日、中城御殿惣大親職に任ぜられ、冠船御用意の事を総理するを兼任す。

一七五六年正月初六日、新年を賀祝する事のため、恭しく主上御書院奉行を遣わし、御花一籠、御玉貫一双を賀賜せらるを蒙る。初九日、また国祖母毛氏聞得大「君」加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志座敷大親官を遣わし、御花各一籠、御玉貫各一双を賀賜せらるを蒙る（嗣後例となす、故にしばしば記さず）。本年二月二十一日、浦添間切惣地頭職に転授す。三月十一日、朝に拝するの日、恭しく聖上御書院奉行を遣わし、御花一籠、御玉貫一双を賀賜せらるを蒙る。また国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志座敷大親官を遣わし、御花各一籠、御玉貫各一双を賀賜せらるを蒙る。

一七五六年四月初八日、恭しく主上使を遣わし、新熟麦粉一籠を賜り蒙る。初十日、また国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志使を遣わし、新熟麦粉各一籠を賜り蒙る。十二日、王妃向氏野嵩按司加那志使を遣わし、新熟麦粉一籠を賜る（嗣後例となす、故にしばしば記さず）。

本年六月二十三日、恭しく主上使を遣わし、新熟白米一籠を賜り蒙る。二十四日、また国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志使を遣わし、新熟白米各一籠を賜り蒙る（嗣後例となす、故にしばしば記さず）。

本年七月二十六日、冊封典礼により、恭しく金赤花緞大帯一條を賜り蒙る。

本年七月初八日、冊封正使全魁、副使周煌国に貢臨す。八月初十日、命を奉じて問安の時、恭しく正使花鳥の画一幅（讓郷一桂筆）、洪

扇子一握、石摺一張、自筆三張、自作の詩五枚を賞賜せらるを蒙る。

閏九月初十日、また問安す。また兩位天使敷命堂において十二碗の宴を陪賜するを蒙る。この時副使自筆三張（自作の詩を写す）、花鳥の絵（寿平筆）一幅、筆十枝賜う。十月初四日、正使使を遣わし、画一幅（雷翰筆）、自筆一張、扁額一張、筆十枝賜う。初十日、また問安す。また副使自筆一張、洪扇子一握（自筆の字あり）を賜り蒙る。十一月二十五日、皇太后の聖誕により、天使安臧等天使館に招き入れ、十二碗の宴を陪賜す。二十七日、兩位天使の寿誕により、安臧等館に招来し、即ち千総を將つて、素麵の盛款を陪賜せらるを蒙る。十二月初十日、また問安す。また正使敷命堂において、十六碗の宴を陪賜せらるを蒙る。十二日、兩位天使末吉に遊玩するの時、敝宅に駕臨すれば恭しく球饗膳を進む。二十六日、また正使使を遣わし、自筆二張（自作の詩を写す）を賜り蒙る。二十九日、また使を遣わし、自筆三張（自作の詩を写す）、掛床一對、扇子一握を賜り蒙る。本日、また副使使を遣わし、自筆一張、自筆掛床一對、自筆扁額一張を賜り蒙る。但し、是の冊封宝舟久米山にありて風に逢い損破す。これにより貨物無き者は国王銀を發して撫恤す。貨物有る者を評価をなすを要す。いかんせん、貨物甚だ多く力致すべき無し。兵丁等甚だ囉唆を致により、安臧、国相、法司、総理司等とともに数次館に到つて天使に拝見し、実を剖き稟明し、遂に妥当致す。本年の冬、同僚馬氏宮平親方良廷謝恩使となりて中華に赴くにより、十月十一日、命を奉じて御物座となる。

一七五七年四月十二日、冊封典礼全竣により、恭しく褒獎を蒙り、紫浮織冠位に陞る。十九日、御小姓を遣わし、紫地浮織冠皮を賜る。二十二日、朝に拝するの日、謹んで御花一籠、御玉貫一双を具え、聖上及び国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志に献上する時、聖上御書院奉行を遣わし、国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志紫冠大親官を遣わし、御花各一籠、御玉貫各一双を賀賜せらるを蒙る。

本年八月十八日、冊封典礼全竣により下庫理当官を遣わし、皇帝欽

賜の水色緞子一疋を頒賜せらるを蒙る。その書左記す。

（原文草書）

御意

冠船に付いて専ら各心思を尽くし、一世一度の大礼を首尾よく遂行、この事に喜悦候。これにより、皇帝より拝領巻物の内一本これを給い候也

八月十八日

一七五七年の秋、恭しく大「太」^マ守公御茶二壺、白麻十六束、鯉節一箱（内に百塊藏す。上年丙子（一七五六年）に寄賜あることなし。これにより這番加数して賜う。法司職に任じたる者毎年寄賜せらるを例となす。故に煩なれば後に記さず）を寄賜せらるを蒙る。

一七五九年九月二十三日、卒す、寿は六十三。翌二十四日、出葬の時、恭しく聖上庭御祭文一本及び御香五本、御花一籠、御玉貫一双を祭賜せらる。本日、恭しく国祖母毛氏聞得大君加那志、国母馬氏佐敷按司加那志、王妃向氏野嵩按司加那志使を遣わして、御香各五本、御花各一籠、御玉貫各一双を祭賜せらるを蒙る。



「毛姓世系圖」(部分)



『毛姓家譜』(譜久村家)表紙



「浦添親方安臧」冒頭